

一般廃棄物処理業許可書

平成29年3月9日

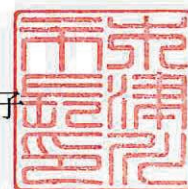
住所 奈良県橿原市五井町187番地の2

氏名 株式会社NANBU

代表取締役 岩本和代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 ~~第6項~~ ^{第1項} の許可を受けた者であることを証する。

木津川市長 河井規子



複製禁止

許可年月日	平成29年3月9日	許可番号	木津川市指令ま2号
許可の有効期限	平成29年3月12日から平成31年3月11日まで		
事業の範囲	事業系一般廃棄物収集運搬		
許可の条件	<p>(1) 毎月、前月の実績報告書を10日までに提出すること。</p> <p>(2) 木津川市域から発生した事業系一般廃棄物（「事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物」をいう。）の収集運搬に限る。</p> <p>(3) 木津区域及び山城区域から発生した事業系一般廃棄物の搬入先は、市が特に指定した場合を除き、打越台環境センター（住所：精華町大字北稻八間小字打越84番地）とすること。ただし、木くずのうち打越台環境センターに搬入できないもの及び公共事業（独立行政法人都市再生機構を含む）により生ずる草・枝等の搬入先は、三重中央開発株式会社京都事業所（住所：木津川市加茂町大畑背谷38番地1他47筆）とすること。</p> <p>(4) 加茂区域から発生した事業系一般廃棄物の搬入先は、三重中央開発株式会社京都事業所とすること。（中継保管を除く）</p> <p>(5) 環境の森センター・きづがわが平成30年度中に稼働予定であることから、稼働後の許可条件については、別途、指示に従うこと。</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するとともに、市長の指示に従うこと。</p>		
許可の更新・変更の状況	複写厳禁		